

琉球大学学術リポジトリ

椰子林ノ面積及所在地コプラ生産高 ヤップ支廳管内

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38030

矢内原忠雄文庫

史料名	椰子林ノ面積及所在地コプラ生産高 ヤップ支廳管内
封筒番号	282
原文所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成17年11月16日
撮影者	富士写真フイルム株式会社
備考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号：282

史料名	椰子林ノ面積及所在地コプラ生産高 ヤップ支廳管内
資料形態	南洋廳野紙B4
枚数	3
页数	3
縦 (cm)	
横 (cm)	
厚さ (cm)	
書誌的事項	南洋 今泉分類記号：N

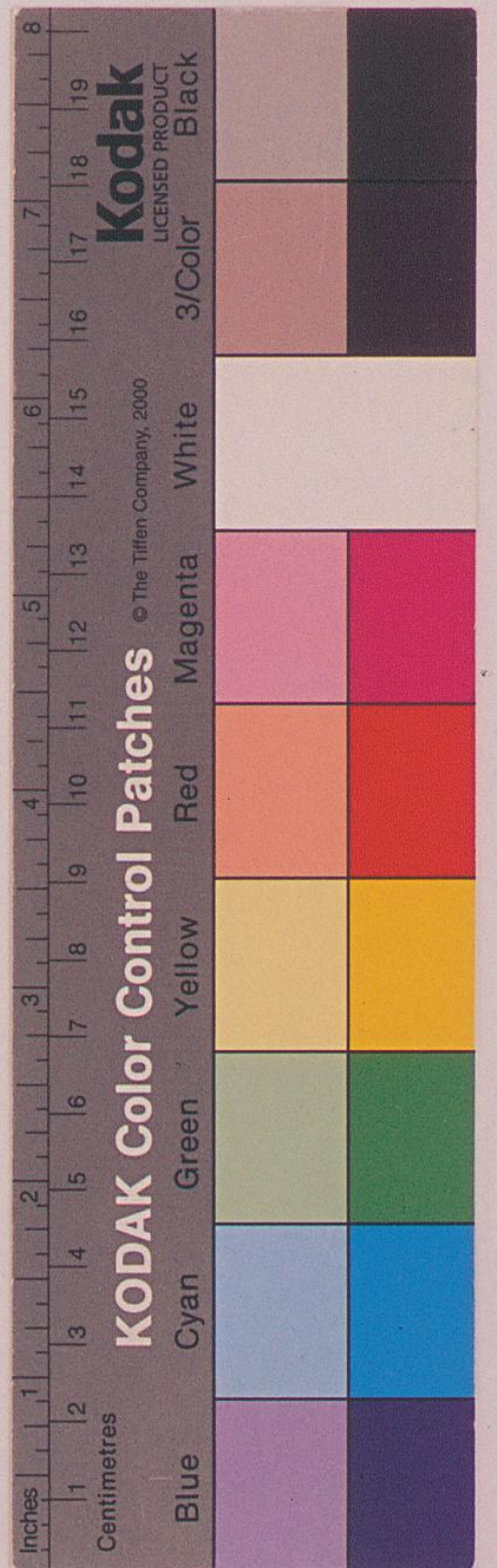
椰子林ノ面積及所在地、コプラ生産高
ヤツポ支廳管内

地	積	積	備	考
名	分	分	分	分
ヤツポ	五八八	一三八	ウルシイ、オレアイ、イフリツク、ナムケツク、サタワル、フケヨラツク、エラート、オリマラオ、コライラツク	整理ノ結果生産ナシ
ウエニクラ	二五	ナシ		
パケル	一			
ドコール	六			
計	六二〇	一三八		
ポナペ支廳管内				
地	積 <td>積 <td>備 <td>考</td> </td></td>	積 <td>備 <td>考</td> </td>	備 <td>考</td>	考
名	分 <td>分 <td>分 <td>分 </td></td></td>	分 <td>分 <td>分 </td></td>	分 <td>分 </td>	分
ウゼラン	一三五	九〇		
パキン	一五三	二五		
計	二八八	一一五		
ヤルト支廳管内				
産	積 <td>積 <td>備 <td>考</td> </td></td>	積 <td>備 <td>考</td> </td>	備 <td>考</td>	考
地	分 <td>分 <td>分 <td>分 </td></td></td>	分 <td>分 <td>分 </td></td>	分 <td>分 </td>	分
キリー島	七五	九〇		
ヤルト	一五	二		
ホテラ	九〇	九二		
計	九〇	九二		

南洋廳

主要貸下條件

一 貸付林ハ椰子林経営ノ目的ニ使用シ其ノ生産額実
ハ借受人ノ所得トス(第二條)
一 貸付期間ハ十ヶ年トシ願者ニ依リ更新ス
一 貸付料ハ南後三年ヲ経過スル毎ニ前三年間ノコプラ
平均産量價格及貸付林ノ収益土地ノ南發其ノ他事



情ヲ斟酌シ之ヲ改定ス

一 貸付林内ニ於ケル樹木ハ官ノ許可ヲ受ケ指定、拂下代金ヲ納付スルニ非サレハ之ヲ伐採スルコトヲ得ス

一 借受人ハ椰子林引渡、日ヨリ三月以内ニ借受人林、經營ニ着シ官ノ指示スル施業計畫案ニ從ヒ借受人林ニ付シ新植、補植、整理其、他ノ作業ヲ施行スヘシ

前項指示ノ施業計畫案ニ依リ難キモアルトキ又ハ年割作業ノ要項ヲ必要トスル場合ハ其ノ事由ヲ具シ官ノ承認ヲ受クヘシ 施業計畫案ニ依ル作業状況ハ官ニ於テ隨時検査スルコトアルベシ (第十條)

一 借受人ハ借受人林内ニ火災、盜伐其、他ノ被害行為及病虫害其、他ニ依リ樹木ニ異状ヲ生シタルトキ又ハ其ノ附近ニ病虫害其、他ノ異状ヲ生シ借受人林ニ損害ヲ及ホス虞アルトキハ其ノ都度之ヲ南洋廳長官ニ届出ツヘシ

南洋廳

一 借受人ハ南洋廳官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ノ行為ヲ爲スコトヲ得ス

一 第二條以外ニ定メタル目的以外ニ貸付林ヲ使用スルコト
一 貸付林ヲ轉貸シ又ハ其ノ權利ヲ讓渡シ若ハ担保ノ目的ニ供スルコト

一 盛土切取築堤其、他土地ノ原形ヲ甚シク変更スルコト

一 借受人ハ貸付林ニ付テ、各號ノ施設ヲ爲スノ義務ヲ負フモノトス

一 火災ノ豫防及消防

一 病虫害並有害鳥獸ノ驅除及豫防

一 盜伐、誤伐、侵蝕其、他被害行為ノ豫防及防止

一 境界標其、他ノ標識ノ保存

一借受人ハ自四月一日至翌年三月三十一日間ニ第十條ニ基キ
施行シタル事業実績ヲ各號ニ依リ毎年五月末日迄

ニ南洋廳長官ニ報告スルコト

ニ生産コブラノ數量

ニ新植補植向伐ノ本數並其施行面積及其成績

ハ除草蔓切及其他ノ于テノ方法

ニ病虫害其他ノ被害有無及之ヲ豫防驅除ノ実況

ホ前三號ノ實施ニ要シタル經費ノ精算

ハ一般林情ノ概要

一各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ何時ニモ貸付ノ許可

ヲ取消シ又ハ本指令書ノ條件ヲ變更スルコトアルヘシ

ハ公共用ノ若ハ公益事業ノ為ニ必要ナルコトアルトキ

ハ事業ヲ廢止スルハ六月以上事業ヲ休止シ若ハ事業

南洋廳

成功ノ見込ナシト認メタルトキ

ハ借受人本指令書ノ條項ニ違反シ又ハ本指令書ニ

定メタル義務ノ履行ヲ怠リ若ハ本指令書ニ基キテ

發シタル官ノ指令命令ニ遵ハサルトキ

前項ノ場合ニ於テハ借受人ニ損害ヲ生スルコトアルモ

南洋廳長官ハ賠償ノ責ニ任セス